	11.44.2に定義された使用開始の日付。 割当ての基礎的な特性が変更になった場合は、提出される日付は、（A.1.aによって変更された場合を除き）最後の変更の日付（実際又は予定のどちらか適切なもの）とする。											
…												
A.4.b.4	地球が基準である各軌道面について										A.4.b.4	
…												
A.4.b.4.f	全ての衛星送信における宇宙局の地表からの最小高度			X		X					A.4.b.4.f	
…												
A.4.b.6.b	未使用											
…												
A.7.f	メートル表記のアンテナの直径 13.75-14GHzの周波数帯で運用されている固定衛星業務についてのみ必要である。						+[1]				A.7.f	
…												

付録の項目	B　各衛星アンテナビーム若しくは地球局又は電波天文のアンテナについて提出すべき特性	静止衛星通信網の事前公表	第９条第Ⅱ節による調整の対象になる非静止衛星通信網の事前公表	第９条第Ⅱ節による調整の対象にならない非静止衛星通信網の事前公表	静止衛星通信網の通告又は調整（付録第30号又は第30A号の第2A条による宇宙運用機能を含む。）	非静止衛星通信網の通告又は調整	地球局についての通告又は調整（付録第30A号又は第30B号による通告を含む。）	放送衛星業務における衛星通信網についての付録第30号（第４条及び第５条）による通告	衛星通信網（フィーダーリンク）についての付録第30A号（第４号及び第５条）による通告	固定業務における衛星通信網についての付録第30B号（第６条及び第８条）による通告	付録の項目	電波天文
B.2	当該宇宙局又は関連の宇宙局のビームについての送信／受信の表示	X	X	X	X	X	+[1]			X	B.2	
B.2の2	宇宙局のビームについての継続／非継続送信標識										B.2の2	

B.2の2a	通告された業務範囲から可視のとき宇宙局が送信のみを行うか否かを示す標識 非静止衛星発射ビームの周波数割当てだけが事前公表において要求される場合 第22.5C号、第22.5D号又は第22.5F号に影響されない非静止衛星発射ビームの周波数割当てだけが非静止衛星通信網の通告又は調整において要求される場合			+		+					B.2の2a	
B.2の2b	B.2の2aの非継続送信の場合において、宇宙局が通告された業務範囲から可視のときの発射の最小仰角 第22.5C号、第22.5D号又は22.5F号の規定に影響されない非静止衛星発射ビームの周波数割当てだけが非静止衛星通信網の通告又は調整において要求される場合			0		0					B.2の2b	
B.3	宇宙局アンテナの特性										B.3	
…												
B.3.b.1	主偏波アンテナ利得コンタを地表の図上に、できれば地球の中心と衛星とを結ぶ軸に垂直な平面に対して、衛星に対して放射投影したもの 宇宙局のアンテナ利得コンタは、そのコンタの全部又は一部が、その静止衛星から見通せる場合に、最大アンテナ利得と比較して、少なくとも-2dB、-4dB、-6dB、-10dB及び-20dB、その後は必要に応じ10dB間隔で低くなる利得に対応する等価線として記入される。 可能な場合には、宇宙局のアンテナ利得コンタは、数式でも与えられるものとする（例えば、等式又は表）。 可動ビーム（第1.191号参照）が使われている場合において、実効照準区域（第1.175号参照）が地				X			+	+	+	B.3.b.1	